

(参考資料3)

三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川
環境整備施設の維持管理及び運営等に関する業務の基準

令和2年1月

神奈川県環境農政局農政部水産課

目次

1	趣旨	1
2	維持管理並びに運営の対象となる区域及び施設概	1
3	宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の維持管理及び運営等に関する方針	1
4	開場日、利用時間	2
5	指定期間（予定）	2
6	管理運営体制	2
7	業務内容	2
8	業務基準	4
9	維持管理及び運営に係る遵守事項	8
10	緊急時の対応	11
11	指定管理料の支払い	12
12	施設の使用許可	12
13	その他	12
14	指定管理者と県の経費負担区分	13
15	別紙様式	13

三崎漁港宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この基準によります。

1 趣旨

本基準は、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 維持管理並びに運営の対象となる区域及び施設概要

(1) 設置目的

三崎漁港におけるプレジャーボートの利用増加に対応するため、漁港内に混在するプレジャーボートと漁船を分離・集約し、漁業と海洋性レクリエーションとの調和ある発展及び活力ある地域社会の創造に資するよう漁港の多目的利用を推進するため、停係泊施設及び付帯施設としての駐車場、管理棟等を設置します。

(2) 名称 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設

(3) 位置 三浦市三崎町六合地先及び宮川町

(4) 施設等の概要

ア 宮川特別泊地及び宮川一時停係泊特別泊地

(ア) 水域施設 11,499㎡

(イ) 係留施設（専用浮棧橋） 96隻（うち、一時停係泊特別泊地の5隻を含む）

イ 宮川環境整備施設

(ア) 管理棟 木造平屋建て 1棟 69.32㎡

(イ) 駐車場 第1駐車場 2,292㎡ 駐車台数 41台

第2駐車場 1,005㎡ 駐車台数 19台

(ウ) 料金徴収建物 1棟

(エ) 広場 1,992㎡

3 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の維持管理及び運営等に関する方針

指定管理者は、次の運営方針を十分に理解し、適切な施設運営に努めなければなりません。

(1) 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の設置目的は、円滑な漁業活動を確保するとともに秩序ある漁港利用を推進するためのものです。

(2) 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設は、公の施設であることから、利用者の平等利用が確保されるように努めるものとします。

(3) 利用者へのサービス向上のための取組を行うものとします。

(4) 当該施設が最大限有効活用されるよう利用促進を行うものとします。

(5) 施設内の施設・設備等について良好な状態に保つものとします。

(6) 施設内の施設・設備等に破損や故障が発生し、利用者の安全を脅かす事態が生じた場合は、利用者の安全を確保するため必要な処置を講ずるものとします。

(7) 地元漁業者と施設利用者とは、お互いに円滑に利用するための機能的役割を十分に理解し、調整を行うものとします。

(8) 円滑な施設運営を図るため、指定管理者は漁業権者に対して施設利用に関して事前調整を行うものとします。

4 開場日・利用時間

(1) 宮川特別泊地

ア 開場日 通年

イ 利用時間 午前9時から午後5時まで、ただし、7月1日から8月31日までの間は、午前9時から午後6時まで

(2) 宮川一時停係泊特別泊地

ア 開場日 通年

イ 利用時間 午前9時から午後5時まで、ただし、7月1日から8月31日までの間は、午前9時から午後6時まで

(3) 宮川環境整備施設

ア 開場日 通年

イ 利用時間 午前9時から午後5時まで、ただし、7月1日から8月31日までの間は、午前9時から午後6時までの利用について管理業務を行います。

5 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

6 管理運営体制

施設の維持管理と運営等に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行うため、次の職員を配置しなければなりません。

(1) 責任者（1名）

業務を適正に実施するために必要な相当の知識及び経験を有する者を配置すること。

(2) 職員

施設の適切かつ安全な管理運営と受付案内を行うための職員を配すること。

(3) 職員の選定

職員は、その業務内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者としてします。

7 業務内容

(1) 施設の維持管理業務

ア 施設の巡視、保守点検業務（以下「巡視等」という）

施設内の巡視等により日常点検を行い、異常発見の場合は、処置を行い施設内の安全を確保する業務

イ 施設の清掃業務

駐車場、管理棟など施設の清掃業務

ウ 植栽の維持管理業務

施設内の植栽の維持管理業務

エ 駐車場の保全、維持修繕業務

宮川環境整備施設（駐車場）の施設、設備等の破損、老朽化した場合等の修繕方法の検討、見積書の徴収、修繕の実施及び修繕データを保存する業務（ただし、13頁「指定管理者と県の経費負担区分」により、県が負担するものについては除きます。）

オ 備品管理業務

管理棟や施設の管理に必要な備品について、適切な状態に保持・管理を行う業務

カ 帳簿の記帳業務

宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の管理に係る収入及び支出に関する記帳業務

キ 県及び指定管理者の協議・連携業務

(ア) 事業報告書等を作成し、県へ提出する業務、県への指定管理料の請求

(イ) 県の決定権限に属する申請に対して、問い合わせがあった場合の連携業務

(ウ) 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設に係る経費を措置するため、予算の基礎資料の作成

(エ) 県が業務に必要な資料等の提出を求めたときの対応業務

(2) 施設の運営に関する業務

ア 施設利用者に対する受付・案内業務

(ア) 施設の利用者からの口頭、電話等による問い合わせに対する案内業務

(イ) 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設（駐車場）の利用に対する受付、案内業務

(ウ) 出入港届等の提出指導、受理

宮川特別泊地利用者からの「出入港届」（別紙様式1）及び宮川一時停係泊特別泊地利用者からの「宮川一時停係泊特別泊地利用届出書」（別紙様式4）の提出指導及び受理業務

(エ) 管理時間外の利用状況の把握

特別泊地の管理時間外利用状況の把握に関する業務

イ 利用指導業務

(ア) 利用者への情報伝達と処置

施設利用に係る利用方法の指導や注意喚起等の業務

(イ) 宮川特別泊地及び宮川一時停係泊特別泊地への艇の誘導等
漁業活動の支障を生じさせないための艇の誘導業務

(ウ) 係留艇の指導

艇の安全な出入港及び係留、利用者への必要な指導など、艇及び利用者の安全確保のための業務

(エ) 係留補助業務

艇の安全な係留のための指導、補助を行う業務

ウ 施設に隣接する漁港道路等の漁港施設への車両の進入等の管理

利用者と漁業者双方の利用を円滑にし、安全を確保する業務

エ 利用料及び利用料金の徴収

宮川一時停係泊特別泊地の利用料及び宮川環境整備施設（駐車場に限ります。）の利用料金を徴収し、その処理を行う業務

オ 利用の制限に関する業務

(7) 許可艇以外の停係泊等に対する注意

特別泊地の許可艇以外（宮川一時停係泊特別泊地の利用者を除く。）の艇がある場合の注意喚起業務

(4) 許可指令書に基づく指導

特別泊地での許可条件と異なる状態を確認した場合の是正指導に関する業務

(5) 施設利用に関する指導

停係泊利用に関する制限を行う業務

カ 利用促進業務

(7) 利用促進に係る活動を行う業務

(4) 利用実態基礎データ収集業務

利用実態分析を行うためのアンケートを実施しニーズの把握に努める業務

(3) その他

その他、この仕様書に定めのない場合で、利用にあたって対応が必要となった場合に実施する業務。

8 業務基準

(1) 施設の維持管理業務

ア 施設の巡視、保守点検業務（以下「巡視等」という。）

(7) 巡視等の回数

午前1回、午後1回、施設の巡視等を行い、その状況を「日報」に記載すること。

(4) 巡視等による異常発見の場合の応急処置及び報告を行うこと。

(5) 駐車場の照明灯の電球交換及び小破修繕等維持管理を行うこと。

イ 施設の清掃業務

駐車場、管理棟など施設の清掃を行い、適正に処分すること。また、必要に応じ除草を行うこと。

ウ 植栽の維持管理

施設内の植栽の剪定及び害虫駆除を適宜行うこと。

エ 駐車場の保全、維持修繕業務

(7) 応急的修繕

a 宮川環境整備施設（駐車場）の施設、施設等の破損、老朽化した場合等で、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積作成等を行うこと。その結果を基に、指定管理者は早急に修繕を実施すること。

b 修繕の実施にあたって、費用が5万円以下の修繕については指定管理者が、5万円を超える修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ県と協議すること。

(4) 計画的修繕

a 宮川環境整備施設（駐車場）の施設、施設等の破損、老朽化した場合等で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画において対応が可能な修繕については、必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、県に報告すること。

b 県は、前記aの結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、県及び指定管理者は、次のcによる区分により、次年度以降に修繕を実施すること。

c 修繕の実施にあたって、5万円以下の修繕については、応急的修繕又は計画的修繕にかかわらず指定管理者の負担とし、指定管理者は適切な時期に修繕を実施すること。

(ウ) 災害に伴う修繕

台風、大雨、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、前記にかかわらず、県の負担で実施する場合がある。なお、災害により発生した被害に対する修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ県と協議すること。

(エ) 記録の保存

修繕を実施した場合、今後の修繕方法や時期を検討するための資料として蓄積するため、記録の保存を行うこと。また、報告書、写真等の記録については、東部漁港事務所へ提出すること。

オ 備品管理業務

(ア) 備品の定義

県の所有に属する動産で比較的長期的にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの（生産物、動物等を除きます。）で、取得金額が5万円以上の物品。

(イ) 備品の管理

備品を使用する上で、必要となる消耗品やメンテナンスは、指定管理者の費用負担により指定管理者が実施すること。

(ウ) 備品の帰属

備品（指定管理者の費用負担分も含む。）についての所有権は、県に帰属します。

カ 帳簿の記帳業務

宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の管理に係る収入及び支出について、適切に帳簿に記帳し、当該収入及び支出に係る証拠書類は、次年度の4月1日から起算して帳簿、証拠書類は5年間保存しなければなりません。また、指定期間終了時に県の指示に従って引き渡すこととします。なお、これらの関係書類は、県が閲覧を求めた場合は、これに応じなければなりません。

キ 県及び指定管理者の協議・連携業務

(ア) 事業実績報告書等の提出

指定管理者は、指定管理料の支払の対象となる期間終了後、速やかに業務総括書（参考資料9）を提出しなければなりません。

毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）終了後に、事業全般に係る事業実績報告書（参考資料10）を翌年度の4月末までに提出しなければなりません。報告書には次の内容を含むものとします。

- a 施設の維持管理と運営に関する業務の実施状況及び利用者の利用状況
- b 利用にかかる料金の収入実績
- c 管理にかかる経費の収支状況
- d 業務の実施に関し改善すべき事項がある場合にはその内容
- e 業務委託実績報告書
- f 財務書類
- g 労働環境セルフチェック
- h その他協定書で定める事項

- (イ) 事業報告
施設管理の適正に資するため「業務日報」（参考資料8）、「宮川環境整備施設（駐車場）利用状況報告書」（別紙様式2）、「宮川特別泊地・宮川一時停係泊特別泊地利用状況報告書」（別紙様式3）、「出入港届」（別紙様式1）、及びその他（緊急時の対応）等を毎日整理し、月ごとにまとめ、「業務月報」（参考資料8）とともに翌月の10日までに東部漁港事務所に報告すること。
 - (ウ) 事業計画書等の提出
2年度目以降の業務を行うにあたって、業務を行う年度の前年度の6月末までに当該年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を作成して県に提出し、協議すること。
 - (エ) 実績報告書及び事業計画書等の公表
毎年度の実績報告書及び事業計画書等をホームページに掲載し、県民への周知に努めること。
 - (オ) 県の決定権限に係る書類の送付
次の事項は、県が権限を有するため、問い合わせがあった場合は、適切な対応をすることとし、申請書の提出があった場合は、東部漁港事務所へ送付すること。
 - a 漁港施設の占有許可等
(例：漁港施設に定着する工作物の新築、改築、増築、移転、除去)
 - (カ) 宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設に係る経費を措置するため、毎年予算要求のための資料を作成しなければなりません。
 - (キ) その他
県が業務に必要な資料等の提出を指定管理者に対して求めたときは、誠意を持って協力、対応を行うものとします。
- (2) 施設の運営に関する業務
- ア 施設利用者に対する受付・案内業務
 - (ア) 宮川特別泊地及び宮川一時停係泊特別泊地について
 - a 宮川区域では、共同漁業権に基づく漁業が営まれており、更に宮川特別泊地を利用するプレジャーボートの航路は漁船と共用しているので、トラブルを未然に防止し、地元漁業者との良好な関係を維持するため調整に努めること。
 - b 停係泊できる艇の大きさは、艇の長さ8.5m以下、幅が2.8m以下とする。ただし、艇の長さ及び幅は、実測した艇の全長及び全幅をいい、船外機等の付属品を含んだ長さとする。
 - c 一時停係泊特別泊地利用者が入港後、すみやかに受付を行い「宮川一時停係泊特別泊地利用届出書」（別紙様式4）に記入させること。
 - (イ) 宮川環境整備施設について
 - a 駐車場を利用できる車両の大きさは、原則として長さ5.6m、幅2.0m以内とする。
 - b 利用者に対して駐車場所の指示を行うこと。
 - c 迷惑駐車防止
駐車場として指定している場所以外の施設利用者による駐車は、事故発生を誘発するなどの危険を伴うため、指定の駐車場に駐車させるよう周知に努めること。

d 原動機の停止

施設内の駐車場に駐車している自動車及びバイク等については、原動機を停止させるよう周知に努めること。

e 駐車場内での事故防止等

駐車場内における交通事故や盗難、火災等の事故防止に努めること。

(ウ) 出入港届の提出

特別泊地の利用者が出港しようとするときは、「出入港届」（別紙様式1）を提出させること。

(エ) 管理時間外の受付

利用者から宮川特別泊地の管理時間外の申し出があるときは、「出入港届」（別紙様式1）を提出させるなど、利用者の把握に努めること。

イ 利用指導業務

(ア) 利用者への情報伝達と処置

施設の利用に関する定め及び注意事項などの情報を利用者に周知するため、必要な提示を行うとともに、適宜、注意喚起を行うこと。

（例）気象等の注意報あるいは警報等の発令状況、港内徐行、航路の遵守、進入自粛海域に係る注意喚起等

(イ) 宮川特別泊地及び宮川一時停係泊特別泊地への艇の誘導等

艇が入港しようとするときは、安全に配慮するとともに漁業活動の支障とならないよう誘導に努めること。

(ウ) 係留艇の指導

台風接近や通過が想定されるときは、艇の係留状況を確認し、係留状態が不備な艇については、利用者に連絡するとともに、必要な指導及び履行確認を行うこと。

(エ) 漁業者との調整

艇が入港しようとする航路は、漁業活動が営まれている区域でもあることからその支障とならないよう指定管理者は艇の誘導に努めるとともに漁業者との調整を図ること。

ウ 施設に隣接する漁港道路等の漁港施設への車両の進入等の管理

宮川3号物揚場及び同物揚場以東の漁港道路等への車両の進入等の管理を行うこと。

エ 利用料の徴収

(ア) 宮川一時停係泊特別泊地停係泊料

a 利用料は、神奈川県漁港管理条例で定める利用料とし、定められた利用料以外の料金を徴収してはなりません。その徴収及び適正な管理を行うものとします。

b 艇が入港し、宮川一時停係泊特別泊地に停係泊した場合は、所定の利用料を現金で徴収すること。

c 利用料を徴収した場合は、領収書（別紙様式5）を発行すること。

d 利用料の徴収は、管理時間内とします。

(イ) 駐車場利用料金

a 駐車場利用料金は、神奈川県漁港管理条例に定める範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めることとし、定められた利用料金以外の料金を徴収してはなりません。

ｂ 駐車場の利用は1回の利用にあたり1日を超えないものとします。

オ 収納金の処理

(ア) 徴収した宮川一時停係泊特別泊地の利用料は、神奈川県財務規則第90条の規程により処理しなければなりません。また、徴収した利用料金は適正な保管場所に保管しなければなりません。

カ 利用の制限に関する業務

(ア) 許可艇以外の停係泊等に対する注意

特別泊地に許可艇以外（宮川一時停係泊特別泊地の利用者を除く。）のボート又はヨットの入港、停係泊がある場合は、直ちに当該艇に対し、必要な注意を行うこと。また、必要に応じ、東部漁港事務所に報告すること。

(イ) 許可指令書に基づく指導

特別泊地において、艇の係留場所の移動や艇の変更等許可条件と異なる状態を確認した場合は、利用者に必要な指導を行うとともに、東部漁港事務所に報告すること。

(ウ) 一時停係泊特別泊地について

安全に停係泊できない状況が生じた場合は、利用の制限を行うこと。

(エ) 宮川環境整備施設（駐車場）

駐車場に駐車できる車両数は60台でこの台数を超えた場合は、利用の制限を行うなど必要な対応をとること。

キ 利用促進業務

(ア) 利用促進に係る活動を行う業務

指定管理者は、法令等からみて支障のない範囲において利用促進に係る活動を積極的に行うこと。

(イ) 利用実態基礎データ収集

利用実態分析を行うために適宜利用者に対するアンケートを実施し利用者のニーズの把握等に努めること。

ク その他

その他、この基準書に定めのない場合で、利用にあたって対応が必要となった場合に実施する業務。

9 維持管理及び運営に係る遵守事項

(1) 関係法令等の遵守

業務を遂行する上で、次の関連する法令等を遵守することとします。

ア 地方自治法

特に第244条第2項及び第3項に留意し、指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではいけません。指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱をしてはいけません。

イ 国有財産法、漁港漁場整備法、漁港漁場整備法施行令、漁港漁場整備法施行規則、漁港漁場整備法施行細則

ウ 神奈川県漁港管理条例、神奈川県漁港管理条例施行規則

エ 神奈川県財務規則

オ 神奈川県個人情報保護条例、神奈川県情報公開条例

カ 施設設備の維持管理に関する法規

- ・ 建築基準法（建築設備の定期点検等）
- ・ 電気事業法（技術基準の維持等）
- ・ 消防法（消防計画の提出等）
- ・ 水道法（貯水槽清掃等）
- ・ 下水道法（汚水処理施設保守管理等）
- ・ 健康増進法（特定給食施設の衛生管理）
- ・ 大気汚染防止法（ボイラー等運転管理等）
- ・ 労働安全衛生法（第一種圧力容器性能検査等）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 特定家庭用機器再商品化法
- ・ PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（ボイラー等運転管理等）
- ・ 神奈川県海水浴場等に関する条例（プール水質検査等）

キ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の労働関係法規

ク その他の関係法令

ケ 行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等

- ・ 神奈川県地域防災計画

(2) 利用者数等の目標について

施設の設置及び維持管理、運営における指定管理者の有効性の評価と利用促進を図るため、東部漁港事務所と指定管理者が協議の上、年度ごとに目標を設定することとし、両者はこの目標の達成に向け、鋭意努力しなければなりません。

(3) 行政手続条例の適用

施設の利用承認等の手続にあたり、指定管理者が行政庁となって神奈川県行政手続条例が直接適用される条項については、指定管理者は当該条項を遵守することとし、同条例が直接適用されない第4章「行政指導」については、指定管理者は、その趣旨に則り同条例に準じた取扱いをすること。

また、不利益処分をする場合の事前手続にあたり、指定管理者に直接適用されない神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則については、指定管理者は、その趣旨に則り同規則に準じた取扱いをすること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例の適用

神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は、神奈川県警察本部に照会し、必要に応じて、排除措置（利用の受付をしないこと）を講じること。

(5) 文書の管理・保存

神奈川県行政文書管理規程及び同運用通知に基づいて、別途、文書の管理に関する規程等を定め、業務の実施に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保存すること。

作成・受領した文書等は、指定期間の終了後又は指定の取消し後に、県の指示に従って引き渡すこと。

ただし、法令等の規定により、指定管理者である事業者には保存が義務付けられている文書等

は除く。

(6) 守秘義務

業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

また、業務の一部を第三者に委託した場合には、第三者が管理業務を行うにあたり業務上知り得た内容を他の第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。

なお、指定期間の終了後又は指定の取消し後も同様とする。

(7) 個人情報の保護（神奈川県個人情報保護条例の適用）

個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること。

また、指定管理業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理の確保を図るため、指定管理者は、別途、個人情報の取扱いに関する規程等を定め、公表すること。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、神奈川県個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があることに留意すること。

(8) 情報システムの管理

情報システム等を用いて、個人情報等の管理業務上重要な情報を取り扱う場合には、第三者の専門機関による当該情報システム等の安全性の確認を受ける等、情報漏えい等の事故防止対策を確実に行うこと。

(9) 情報公開（神奈川県情報公開条例の適用）

神奈川県情報公開条例に基づき、管理している文書の公開に努めること。

また、文書の公開を行うにあたっては、別途、情報の公開に関する規程等を定め、この規程等により行うこと。

(10) 環境への配慮

ア 神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画（以下「実行計画」といいます。）に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、知事部局が、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」といいます。）に基づいて行う定期報告等の業務に必要な事務を行うこと。

（主な取組）

(ア) 実行計画に沿って、温室効果ガスの削減の目標を設定し、その目標を達成するための取組を推進すること。

(イ) 知事部局及び教育委員会が省エネ法等に基づき定期報告等の業務を行うために必要なエネルギーの使用状況、エネルギーを消費する設備やその改善等に関する状況を報告すること。

イ 県の環境マネジメントシステムに沿って、環境に配慮した指定管理業務の実施に努めること。

（主な取組）

(ア) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を図ること。

(イ) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること。

(ウ) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

(エ) 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に従事する者に対する教育及び学習の推進に努めること。

(11) 障害者差別解消法の適用

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条の規定により、差別解消に向けた合理的配慮の提供に努めること。

指定管理業務の実施にあたっては、「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた合理的配慮の提供に努めること。

(12) SDGs への取組

施設の管理運営において、SDGsを意識して取り組むこと。

10 緊急時の対応

(1) 事故発生時の対応

ア 事故拡大の防止及び利用者の安全の確保に努めるものとします。

イ 事故発生時には三浦消防署、三崎警察署、横須賀海上保安部、東部漁港事務所等、関係機関への迅速な連絡を行うこと。

ウ 事故状況の把握に努め、当事者の確認や写真撮影など記録の保管、その他適切な処理を行うこと。

エ 事故処理後は東部漁港事務所へ事故報告書を作成し、報告を行うこと。

(2) 災害発生時の対応

ア 台風、波浪、高潮、地震、大雨等の情報を把握し、防災に関する適切な対応を行うこと。

イ 利用者の適切な救助、誘導を行うこと。

ウ 災害発生により被害が生じた時は東部漁港事務所へ迅速な連絡を行うとともに、必要があれば、消防署、警察署、横須賀海上保安部等関係機関への速やかな連絡を行うこと。

エ 被害状況の把握に努め、当事者の確認や写真撮影など記録の保管その他適切な処理を行うこと。

オ 簡易な現状復帰を行うとともに被害状況について東部漁港事務所へ適宜連絡を行うこと。

(3) 指定管理者が東部漁港事務所へ報告する事項については、次の項目等に関することについて行うものとします。

ア 緊急事態の内容

イ 発生日時

ウ 発生場所

エ 関係者（死傷者等）の氏名、人数

オ 連絡を受けた相手方、所属、電話番号

カ 連絡をした関係者等及び連絡内容

キ 処置内容

(4) その他

当該施設外であっても、施設利用者等から海難事故等の連絡があれば、必要に応じ応急処置を行うとともに、次の連絡先を参考に関係機関等に直ちに連絡するものとします。

(例) 利用者の航行中における艇の機関停止、利用者のけが、病気、油の流失などの連絡

利用者等

《連絡先》

↓ (連絡)

責任者

→

東部漁港事務所、横須賀海上保安部、横浜海上保安部、 三浦消防署、NPO法人神奈川県水難救済会、三崎警察署、 三浦市立病院（その他、救急指定病院等）、 みうら漁業協同組合、その他関係機関

11 指定管理料の支払い

神奈川県は、神奈川県漁港管理条例第18条に規定する宮川環境整備施設（管理棟は除く。）の維持運営にあたっては利用料金制をとることとし、県は宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地、宮川環境整備施設（管理棟に限る。）の維持運営管理に必要な指定管理料を指定管理者に支払う。この場合の金額、支払時期、支払い方法等の細目については、協議の上、協定で定めることとする。

12 施設の使用許可

県は、次のものを指定管理者に無償で使用させる。

- ・管理棟
- ・駐車場料金徴収所建物

13 その他

指定管理者は、この基準に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとします。

14 指定管理者と県の経費負担区分

項 目	指定管理者 (指定管理料 及び利用料 金)	県(指定管理 料外)
宮川一時停係泊特別泊地の停係泊者から利用料の徴収	○	
駐車場利用料金徴収所の建物及び冷暖房機器の使用及び管理	○	
駐車場利用料金の徴収	○	
駐車場利用料金徴収所の物品、現金管理	○	
管理棟内の物品、現金管理	○	
施設の保守点検に係る経費	○	
施設の維持管理に係る経費(清掃、植栽管理、処分費を含む)	○	
第1駐車場の照明灯の電球交換及びこれに係る経費(1件当たり50,000円未満)	○	
第1駐車場の照明灯の電球交換及びこれに係る経費(1件当たり50,000円以上)		○
第1駐車場入口の進入防止柵の修繕費用		○
施設の50,000円未満の修繕費用	○	
施設の50,000円以上の修繕費用		○
光熱水費、通信費等	○	
合併処理槽の保守管理費	○	
消耗品費(清掃用品、事務用品、停係泊指導業務用消耗品等)	○	
業務の調整に係る経費(旅費等)	○	
施設賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険	○	
事務室備品類リース料	○	
停係泊施設の整備、改修に係る経費		○
災害時対応(連絡体制確保、被害調査・報告、応急処置)に係る経費	○	
災害復旧(本格復旧)に係る経費		○
事故・火災等による施設の損傷に係る経費(事案により協議)	○	○
施設利用者の被災に対する経費(事案により協議)	○	○
指定管理者に帰責性のない損害賠償		○

15 別紙様式

- (1) 出入港届(別紙様式1)
- (2) 宮川環境整備施設(駐車場)利用状況報告書(別紙様式2)
- (3) 宮川特別泊地・宮川一時停係泊特別泊地利用状況報告書(別紙様式3)
- (4) 宮川一時停係泊特別泊地利用届出書(別紙様式4)
- (5) 宮川一時停係泊特別泊地停係泊料領収書(別紙様式5)

(別紙様式2)

年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長 殿

(指定管理者)



宮川環境整備施設（駐車場）利用状況報告書

年 月分の駐車場利用状況等について次のとおり報告します。

日	曜日	駐 車 場 利 用 数				備考（清掃等）
		普通・軽自動車	自動二輪・原付	計（台）	金額（円）	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合計						

(別紙様式3)

年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長 殿

指定管理者の長

印

宮川特別泊地・宮川一時停係泊特別泊地利用状況報告書

このことについて、 年 月分の状況を次のとおり報告します。

日	曜日	ゲストバース利用		宮川特別泊地 許可艇出港状況 艇	備考
		艇数 艇	金額 円		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
合計		艇	円	艇	

「宮川一時停係泊特別泊地利用届出書」

日付	船名	代表者氏名	電話	乗組員数

宮川一時停係泊特別泊地停係泊料領収書

NO. _____	NO. _____
領 収 書	領 収 書 控
¥ 2,610円	¥ 2,610円
上記金額には、消費税及び地方消費税 相当額237円を含みます。	上記金額には、消費税及び地方消費税 相当額237円を含みます。
但し、宮川一時停係泊特別泊地利用料として	但し、宮川一時停係泊特別泊地 利用料として
年 月 日	年 月 日
(指 定 管 理 者 名) ⑩	指 定 管 理 者 名